

秋山達こども未来基金助成規定

(目的)

第1条 この規定は、秋山達こども未来基金（以下「基金」という。）の助成金の給付に関し、必要な事項を定める。

(助成対象者)

第2条 基金から助成金の給付を受ける者は、以下の要件を満たす団体及び個人（以下「団体等」という）とする。

(ア) 徳島県内に事務所の所在がある団体等

(イ) こども食堂を運営している、若しくは運営しようとする団体等、又は子どもの居場所づくりを含めた地域交流拠点作り事業を行なう、若しくは行なおうとする団体等、フードバンク活動を行なう、若しくは行なおうとする団体等

(ウ) 運営費が年間300万円以下若しくは寄付に頼らないと運営が困難な団体等

(エ) 5年程度で自立運営可能な計画を策定している団体等

(助成対象項目)

第3条 この基金の助成対象は、主として以下の項目とする。

(ア) こども食堂等の立ち上げ(初回開催)までの諸経費

(イ) 運営にかかる保険料（ボランティア保険料・行事保険料）

(ウ) 会場費

(エ) 食材および教材費、体験活動材料費

(オ) チラシ等印刷費

(カ) 運営にかかる交通費(但しボランティア等の交通費は除く)

(キ) 感染予防対策経費

(ク) その他運営委員会が認める費用

(助成金の額)

第4条 助成決定した団体等への助成金額は、申請団体等の申請額とし、前条（イ）から（ク）の項目については上限10万円とする。

なお、前条の助成対象項目（ア）については、5万円として明細を求めず、一括助成するものとする。

(募集)

第5条 秋山達こども未来基金運営委員会委員長（以下「委員長」という。）は、毎年度別に募集要項を定めて助成金申請者の募集を行なうものとする。

(申請の手続き)

第6条 この規定により助成を希望する者は、別に定める申請書及び添付書類（以下「申請

書類」という。)を所定の期日までに、委員長に提出しなければならない。

(事前調査)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、申請の内容等について助成を希望する者から聴取等の調査をすることができる。

(審査)

第8条 この規定による助成先は、秋山達こども未来基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審議、選考を経て委員長が決定する。

2 申請者は、委員会の求めがある場合、申請する活動の計画などについてプレゼンテーションをしなければならない。

(助成先の決定等)

第9条 委員長は、前条の審議、選考の結果により、助成先及び助成金の額を決定する。

2 前項の決定は、書面により助成申請者に通知する。

(助成金の給付)

第10条 助成金の給付は、助成申請者の請求により、一括して給付する。

2 助成金の支給方法は、口座振り込みの方法によるものとし、届出のあった口座に振り込むものとする。

(活動の状況報告等)

第11条 委員長は、必要があると認めるときは、受給者に助成活動の遂行の状況について報告を求めることができる。

(助成事業の変更等)

第12条 受給者は、助成活動の変更、中止又は廃止しようとするときは、その理由を付した書面により委員長に報告し、その承認を受けなければならない。

2 委員長は、前項の承認をするにあたり、必要があると認めるときは、助成の内容を変更し、又は助成の決定を取り消すことができる。

3 委員長は、前項の変更又は取り消しの結果、過払いが生じたときは、受給者にその金額を返金させるものとする。

4 委員長は、第2項の変更又は取り消しをしたときは、軽微な変更の場合を除き、速やかに運営委員会委員に報告しなければならない。

(活動実績の報告等)

第13条 受給者は、助成活動について、その完了の日から1ヶ月以内に証拠書類を添えて実績報告書を委員長に提出しなければならない。

2 前項の証拠書類は、助成金の用途を示すものとし、写しも可とする。

(助成金の確定)

第14条 委員長は前条の実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の額を確定するものとする。

2 委員長は、助成金額の確定に際して必要があると認めるときは、受給者に対して報告内容について照会することができるものとする。

3 委員長は、助成金額の確定の結果、過払いが生じたときは、受給者にその金額を返金させるものとする。

なお、受給者が年度を超えて引き続き活用する旨の表明があった場合は、この限りとせず、次年度において実績報告を求めるものとする。

(助成金の返還)

第15条 委員長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協議により、支給した助成金の返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明したとき。

(2) 助成金を申請目的以外のために使用したとき。

(助成金受給の辞退)

第16条 受給者は、何時でも助成金受給の辞退を申し出ることができる。

(その他)

第17条 この規定に定めのない事項、又はこの規定の各条項に照らしその適用に疑義が生じた事項については、委員会の議を経て、委員長が決定する。

(改廃)

第18条 この規定の改廃は、委員会の議を経て、フードバンクとくしま理事長が行なう。

附則

この規定は、2019年6月20日から施行する。

この規定は、2021年4月22日から施行する。